

令和8年度地方自治体における情報システム（生活保護） の標準仕様書改定に向けた調査研究業務一式 第2回検討会 議事概要

日 時：令和8年6月5日（金） 13:00～15:00

場 所：対面（アビームコンサルティング本社会議室）・オンライン開催（Zoom）

出席者（敬称略）：

（構成員）

武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦氏、地域情報化研究所 代表取締役 後藤省二氏、横浜市、仙台市、柏市、東大阪市、横須賀市、新宿区、武蔵野市、豊後大野市、群馬県

（オブザーバー）

北日本コンピューターサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社アイネス、株式会社 IJC、株式会社法研、株式会社熊本計算センター、総務省、デジタル庁、厚生労働省社会・援護局保護課、厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

（事務局）

アビームコンサルティング株式会社（以下、アビーム）

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - （1）令和8年度の標準仕様書改定内容
 - （2）第8回全国意見照会の実施方針
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1 第2回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料（本紙）
資料2 標準仕様書2.4版 改定案（機能要件・帳票詳細要件 等）
資料3 全国意見照会資料一式（回答票等）

【議事概要】

<主な意見交換の概要>

■議事(1)について

- 標準仕様書の改定内容のうち、PMO ツールで寄せられた意見への反映対応について、事務局で意見への対応要否や対応内容を精査することだが、受託事業者であるアビームコンサルティング株式会社が実施するのか。また、当検討会では、PMO ツールの意見への対応を何う形ではないのか。（横浜市）
 - ➔ PMO ツールへの意見の対応要否や対応内容については、弊社と社会援護局保護課が事務局として内容精査を実施する想定である。（アビーム）

→ 了解した。(横浜市)

- 標準仕様書 2.4 版案「34_帳票詳細要件_戸籍謄本発行依頼書」の No12 のシステム印字項目と印字編集要件に不整合があるが、仕様書改定上のチェック体制はどのようになっているのか。他の項目にも同様の記載ミスがないか懸念があるため、チェック体制を強化してほしい。(新宿区)
- 標準仕様書改定のチェック体制は弊社内部で実施している。ご指摘いただいた件も含めて、改定案の誤植等を再度確認する。(アビーム)

- 標準仕様書 2.4 版、2.5 版の適合基準日はいつ頃になるのか確認したい。(横須賀市)
- 適合基準日については、昨年度定めた適合基準日の 1 年後としている。そのため、基本的には令和 12 年 4 月 1 日に設定する想定だが、全国意見照会の意見を踏まえて必要があれば、次回の検討会において議論する想定である。(アビーム)

- 標準仕様書の機能要件の記載について、標準仕様書を策定する事務局の意図とベンダーが認識した意図に差異が出るような機能が複数ある。機能要件の記載の意図をより明確に示さないと意図通りに実装されず、これまで検討会で議論してきた内容も無駄になると考える。今後、既に規定されている機能要件も含めて表現を詳細化し、意図を明確にしてほしい。また、当市で表現を検討してほしい点を別途提示するため、確認してほしい。(東大阪市)
- 承知した。機能要件の記載の解釈については、PMO ツールでも意見を頂いており、事務局で精査している。機能要件上のうち解釈の余地がある部分について、解釈の余地を残すか明確にするかについては引き続き検討を進める。(アビーム)

■議事(2)について

- 意見照会の実施方針について、本検討会で構成員から意見を求めているのか、方針の説明をただけか伺いたい。(横浜市)
- 意見照会の実施方針について、意見がある場合は意見を出していただいて問題ない。(庄司昌彦氏)
- 承知した。特に実施方針について意見はないが、念のため確認をさせて頂いた。(横浜市)
- 全国意見照会資料の事務連絡について、各自治体がベンダーに意見聴取を実施し意見を収集することも可能である旨の記載があるが、各自治体においてベンダーに照会を実施することが手間となっている想定であるため、本検討会に参加しているベンダーに直接意見照会を実施するのはいかがか。(新宿区)
- 本検討会に参加しているオブザーバーベンダーに対して意見照会を実施している。本検討会に参加しているベンダー以外にも生活保護システムベンダーは存在するため、各自治体から個別にベンダーに意見を伺っていただくことも必要と想定している。(アビーム)
- また、本検討会に参加しているオブザーバーベンダーの担当者以外にも、各地方や各営業所にシステム担当者がおり、そのような方が自治体と情報共有、検討を実施することも意義があると考えます。(庄司昌彦氏)
- 了解した。(新宿区)
- 昨年度に全国意見照会で提示した意見は、事務局の検討段階で却下されることが多かったが、その場合検討会での議論の意味がなくなるため、検討会の場で議論

していただき、議論された意見は標準仕様書に反映してほしい。(横浜市)

→ 例年は意見照会で収集した意見について、一定の基準のもとで意見を整理し、反映可否等を検討することを意識していた。全国から意見を収集しているため、可能な限り機械的に判断、整理を実施している。一方で、定量的な基準での整理だけでなく、機能ごとの特性や性質も含めて整理することも必要であると認識した。検討会の場でも事務局で整理した結果で問題ないかを確認・判断していただくよう進め方を変更する。(アビーム)

→ 従来においては、各自治体が生活保護システムをカスタマイズした結果、自治体ごとに多様なシステムが構築されてしまい、制度改正時に個別対応が必要になり、改修経費や改修のための時間がかかることが生じていた。そういった改修経費や時間の削減といった点は、標準化が実施される目的であることを改めて認識する必要がある。自治体は、標準化移行前に独自に構築していた有効な機能については、継続して標準仕様に必要である旨を主張してほしいが、その際、当該機能が自治体全体に有用な機能であるという旨も提示する必要がある。(後藤省二氏)

- 昨年度、デジタル庁から各省庁に標準化の基準を省令もしくは告示の形で提示するように要求があったと認識しているが、検討状況を教えてほしい。(後藤省二氏)

→ 標準化の基準の省令、告示の件については、確認して別途回答する。(アビーム)

→ 了解した。(後藤省二氏)

以上